

お客様各位

令和2年5月15日

日本国際商船株式会社



新型コロナウイルス：緊急事態宣言に対する対応について（続報 2.）

政府は5月14日、新型コロナウイルス特措法に基づき47都道府県に発令した緊急事態宣言について、福井県を含む39県で解除すると表明され、継続の8都道府県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県）の緊急事態宣言の解除については、21日をめどに可能であれば解除する考えを示されました。

現在、弊社は社会的役割を担う国際物流の事業遂行を安全かつ円滑に行うため、人と人との接触を極力避け、感染を防止する観点から弊社の業務につきましては、出社時間、退社時間の変更を行い対応している状況ですが、上記の政府見解があるものの、引き続きしばらくの間は状況を見据えることとし、出社時間、退社時間の変更を持続延長いたします。

期限につきましては、今後の感染状況や自治体・政府見解を注視しながら決定した後、ご連絡をさせていただきます。

<出社時間、退社時間の変更>

出社時間 AM9:00 ——> 実施後 AM10:00

退社時間 PM17:20 ——> 実施後 PM16:00

<実施期間>

令和2年5月15日～引き続きしばらくの間（今後の感染状況や自治体・政府見解を注視しながら決定した後、ご連絡をさせていただきます）

なお、皆様におかれましては、ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上